

産業廃棄物処理計画書

2018年6月11日

福山市長 様

提出者 池田糖化工業株式会社

住所 広島県福山市桜馬場町2番28号

氏名 代表取締役社長 池田直之

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 084-921-3141

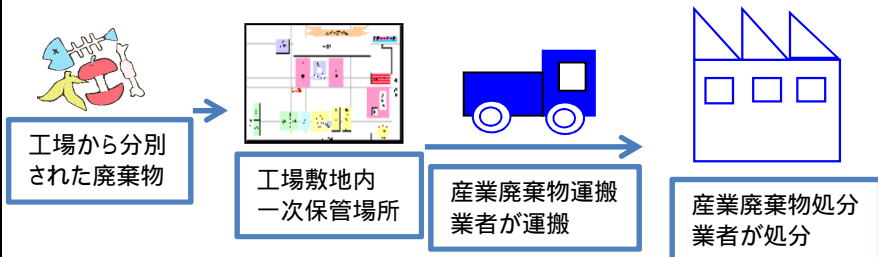
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	池田糖化工業株式会社 箕島工場
事業場の所在地	広島県福山市箕沖町97番地
計画期間	2018年4月1日 ~ 2019年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項 **別紙1, 2のとおり**

事業の種類	その他の食料品製造業
事業の規模	製造量：45,044 t /年
従業員数	275人

産業廃棄物の一連の処理の工程



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙1, 2のとおり

(管理体制図)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙1, 2のとおり

現状	【前年度(平成 年度)実績】	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	t t
	(これまでに実施した取組)	
計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	t t
	(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の分別に関する事項

別紙1, 2のとおり

現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

別紙1, 2のとおり

現状	【前年度（平成 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t
	（これまでに実施した取組）	
計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t
	（今後実施する予定の取組）	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

別紙1, 2のとおり

現状	【前年度（平成 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t
	（これまでに実施した取組）	
計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t
	（今後実施する予定の取組）	

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		別紙 1 , 2 のとおり	
現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項		別紙 1 , 2 のとおり	
現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
（これまでに実施した取組）			

計画	【目標】		別紙1, 2のとおり	
	産業廃棄物の種類			
	全処理委託量	t		t
	優良認定処理業者への処理委託量	t		t
	再生利用業者への処理委託量	t		t
	認定熱回収業者への処理委託量	t		t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t		t
	(今後実施する予定の取組)			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) 欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) 欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「 」を記入すること。
- 7 欄は記入しないこと。

別紙1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度(平成29年度)実績量

計画：今年度(平成30年度)計画量

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項	
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻										
汚泥	469.1	455.0								
廃油	5.2	5.0								
廃酸										
廃アルカリ										
廃プラスチック類	541.5	535.0								
紙くず										
木くず										
繊維くず										
動植物性残さ	1,192.2	1,150.0								
動物系固形不要物										
ゴムくず										
金属くず										
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	1.7	1.5								
鉱さい										
がれき類										
動物のふん尿										
動物の死体										
ばいじん										
水銀使用製品	0.9	0.8								
廃乾電池	0.2	0.1								
合計	2,210.8	2,147.4	0		0		0		0	

上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	処理委託に関する事項									
	全処理委託量		優良認定処理業者への 処理委託量		再生利用業者への 処理委託量		認定熱回収業者への 処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻										
汚泥	469.1	455.0			469.1	455.0				
廃油	5.2	5.0	5.0	5.0						
廃酸										
廃アルカリ										
廃プラスチック類	541.5	535.0	65.6	65.0	475.9	470.0				
紙くず										
木くず										
繊維くず										
動植物性残さ	1,192.2	1,150.0	188.0	180.0	1,004.2	970.0				
動物系固形不要物										
ゴムくず										
金属くず										
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	1.7	1.5			1.7	1.5				
鉱さい										
がれき類										
動物のふん尿										
動物の死体										
ばいじん										
水銀使用製品	0.9	0.8			0.9	0.8				
廃乾電池	0.2	0.1			0.2	0.1				
合計	2,210.8	2,147.4	258.6	250.0	1,952.0	1,897.4	0		0	

(別紙2) 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画

事業場の名称	池田糖化工業株式会社 箕島工場	
事業場の所在地	広島県福山市箕沖町97番地	
計画期間	2018年4月1日 から 2019年3月31日 まで	
産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	産業廃棄物処理責任者(1名)-産業廃棄物管理者(1名)- 産業廃棄物の保管/分別/処理担当者(2名)	
	現状	計画
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	<p>排出の抑制に関しては、次の事項を進めております。</p> <p>原料の包装について過剰包装がないか再確認し、簡易包装へ切替られるものは、原料メーカーへ包装の切替をお願いします。</p> <p>原料、製品ともに、通いコンテナ化を進めます。</p>	<p>引続き、次の事項を進めます。</p> <p>原料の包装について過剰包装がないか再確認し、簡易包装へ切替られるものは、原料メーカーへ包装の切替をお願いします。</p> <p>原料、製品ともに、通いコンテナ化を進めます。</p>
産業廃棄物の分類に関する事項	<p>廃プラスチックごみの一部を有価資源として買い取りを実施しています。</p> <p>その他として、引続き分別し、リサイクル率を向上させます。</p>	<p>引続き、次の事項を進めます。</p> <p>廃プラスチックごみの分別を強化し、有価資源率の向上に努める。</p>
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	行なっておりません	引続き行ないません
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項	行なっておりません	引続き行ないません
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項	行なっておりません	引続き行ないません
産業廃棄物の処理の委託に関する事項	<p>原則として、再生利用する処理業者へ委託するよう配慮しております。廃プラスチックは、90%以上をサーマルリサイクルとマテリアルリサイクルしています。動植物性残渣および汚泥は、ほぼ100%土壌改良剤に再生利用されております。</p>	<p>廃プラスチック、動植物性残渣については、引続きリサイクル率を維持、向上させるよう、分別を行います。</p>